

会 議 録

会議の名称	平成28年度 第2回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	平成28年10月 6日(木) 15時00分 ~ 16時40分
開催場所	市役所高層棟6階 604会議室
出席者の氏名	渡辺 富士夫(委員長)、田中 満枝(副委員長)、近藤 宏一、原 紘一、秋田 純子、安藤 泰子、荻野 亨、並木 和人、池田 隆人、井上 典、黛 浩一郎、原口 紀子
欠席者の氏名	北田 裕司、山崎 英雄
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 市民後見人候補者の活動について (2) 市民後見人受任に向けた体制について (3) その他
会議資料	【配布資料】 資料1 市民後見人の活動場所とスケジュール 資料2 市民後見推進の将来的なイメージ 資料3 市民後見推進の当面のイメージ 資料4 市民後見人が受任するまで～社協が監督人になった場合～
担当部課名	福祉部 福祉総務課 地域福祉担当 電話04(2998)9113 福祉総務課長 佐々木 厚、福祉総務課主幹 斎藤 伸壽 福祉総務課副主幹 佐藤 尊之、福祉総務課主査 遠藤 康代 福祉総務課主任 平井 孝浩

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>事務局 （斎藤主幹）</p>	<p>1. 開 会</p> <p>開会を宣言した。</p> <p>会議の運営方法に関して 会議の公開・非公開、会議録の記録方式、会議録の確定について、それぞれ、全委員の承認に基づき、下記のとおり決定した。 会議の公開・非公開について（原則、公開とする） 会議録の記録方式について（発言者名は公開とし、要約方式で記録する） 会議録の確定について（委員長に署名・承認を得て、確定する）</p> <p>会議に関する説明・資料の確認 下記事項の説明を行い、その後、資料の確認を行った。 ・会議の終了予定時刻（16時30分） ・本日の委員会における委員・事務局以外の参加者（傍聴者0名、報道機関0名）</p>
<p>事務局 （佐藤副主幹）</p> <p>渡辺委員長</p> <p>近藤委員</p> <p>事務局 （佐藤副主幹）</p> <p>近藤委員</p> <p>事務局 （佐藤副主幹）</p>	<p>2. 議 題</p> <p><u>（1）市民後見人の活動について</u></p> <p>事務局より、資料1を用いて、市民後見人の活動場所とスケジュールについて説明を行った。</p> <p>以下、質疑等</p> <p>市民後見人の活動場所とスケジュールについて事務局から説明があったが、ご意見はあるか。</p> <p>フォローアップ研修の内容について検討しているか。</p> <p>他市の市民後見人の話を聞いたり、グループワークによるケーススタディなどを想定しているが、詳細な内容は今後検討する。</p> <p>現在の養成講座受講者へ、市民後見人候補者となる意向調査を行っているか。</p> <p>まだ意向を伺ってはいないが、受講申込みの際に土業が含まれていたことから、必ずしも、全員が市民後見人として活動する意向を持っているとは考えにくい。</p>

近藤委員	市内の3つのNPO法人に、受け入れることに対しての打診を事前に行っているか。
事務局 (佐藤副主幹)	8月に社会福祉協議会がヒアリングを行った。受け入れの方法は、団体により異なるが、受け入れは可能であるとのことであった。
近藤委員	社会福祉協議会で資料のとおり受け入れることは可能なのか。市と社会福祉協議会の間でイメージの共有を図っているのか。
事務局 (佐藤副主幹)	この資料は、市のイメージとして提示した。過去の委員会での議論を踏まえ、法人後見支援員として10名、あんしんサポートねっと支援員として5名の受け入れが上限であると考えている。
近藤委員	市内のNPO法人の活動開始時期と実績について伺いたい。
事務局 (佐藤副主幹)	NPO法人埼玉成年後見支援センターは、平成25年12月に活動を開始、受任件数は5件、次にNPO法人市民後見いきいきNetは、平成23年8月に活動を開始、受任件数は、3件、また1件準備中である。最後にNPO法人サマリアは、平成27年1月に活動を開始、受任件数は2件である。
秋田委員	平成28年度のフォローアップ研修の実施日や時間数は決まっているのか。
事務局 (佐藤副主幹)	具体的にはこれから調整を行う。
秋田委員	養成講座受講中のフォローが重要に考えるが、フォローは行われているのか。
事務局 (佐藤副主幹)	出席状況や課題の提出状況の報告から、前向きに、モチベーションを高く維持しながら受講されているように感じている。
原委員	同行研修もフォローアップ研修に含まれるべきと考える。NPO法人は、設立の目的に沿う者がやってきた場合には受け入れなければならない。養成講座の受講者の中には、親の介護をしている者が市民後見人の養成講座を受け、親の後見人になるのと一緒に他人の後見人にもなろうとしている者も含まれていると聞いている。
安藤委員	養成講座の受講者の中に70歳の者はいたか。
事務局 (佐藤副主幹)	70歳の方が1人いる。定員に満たなかったため受け入れたが、年齢の面から家裁の審判がおろりかとは不明である。年齢制限のことは説明しており、趣旨を理解したうえで参加いただいている。

渡辺委員長	資料1の市民後見人を希望しないが後見業務に携わる者の定義とは。
事務局 (佐藤副主幹)	修了者とは養成講座を修了した者。市民後見人候補者は、社会福祉協議会で受け入れてもらう。後見人として立ち回るには荷が重く、別の方法で社会貢献したいと考える場合は、別の組織を案内することを考えているため、矢印が分かれています。
渡辺委員長	市民後見人を希望しないが後見業務に携わる者はフォローアップ研修を受けることができるか。
事務局 (佐藤副主幹)	基本的には希望者に対して、フォローアップ研修を行う予定である。
渡辺委員長	法人後見支援員、またはあんしんサポートねっこの支援員として実務経験を積むということであるが、養成講座の修了者として実務経験を積む期間の設定を行い、市民後見人候補者名簿に登載するのか。
事務局 (佐藤副主幹)	養成講座修了者については修了者名簿を作成する。フォローアップ研修は、市民後見人を希望する者を対象に実施していく予定であり、支援員として、実務経験を積む期間を具体的に考えていないが、活動回数や活動状況を踏まえ、候補者名簿の管理はしていきたいと考えている。
渡辺委員長	市民後見人を希望しないが後見業務に携わる者は修了者であるが、NPO法人の支援員として溶け込んでいくことになり、市民後見人のスキームから外れていくと考えてよいか。また、フォローアップ研修も行わないということによいか。
事務局 (佐藤副主幹)	そのとおりである。
渡辺委員長	大きな意味での市民後見人養成の目的は達成されていると思うが、社会福祉協議会の法人後見支援員に溶け込むことになり、市民後見人が誕生しないということにならないか。
事務局 (斎藤主幹)	実務経験の期間については、社会福祉協議会にいればよいという訳ではない。市民後見人として、資質があるかの判定をする必要がある。どの程度の実務経験で資質を判定すべきか現時点では検討中であるが、今後仕組みを作っていきたいと考えている。
渡辺委員長	市民後見人を希望する者ということで、候補者名簿が作成されると考えてよいか。

<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p>全国統一で候補者名簿が作られていれば、定義づけができるが、現状では所沢市の基準での候補者名簿という位置づけにしかない。選定委員会で市民後見人名簿を作成すればよいと考えるべきか。国の方針がないため、明確にすることができない。</p>
<p>秋田委員</p>	<p>いつまでも社会福祉協議会の支援員で後見人としての活動に就ける見通しが立たないことにより、NPO法人に人材が流れる可能性はないのか。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>その場合、市民後見人の枠組みから外れることになるのか。</p>
<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p>市民後見人の定義も曖昧である。NPO法人で支援員として活動した者のうち、家庭裁判所がその者を市民後見人に選任することになれば、市民後見人と言えるかもしれない。しかし、現在の家庭裁判所の考え方では、市が養成した市民後見人候補者が選任され、市民後見人が誕生するというスキームである。もしかしたら、早く活動したい者は流れるかもしれない。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>NPO法人に流れた人の中に市民後見人になりたい人がいるのではないかと、疑問が残る。</p>
<p>原委員</p>	<p>市民後見人の養成については、厚生労働省が開始した事業であるが、所管する裁判所とは連携ができていない節があるように感じる。家庭裁判所は社会福祉協議会を行政と同等と考えており、信頼あるものと捉えていると考える。したがって、今後のことを考えると社会福祉協議会が受皿になることは必要である。また、NPO法人の支援は、日当500円で行っており、経済対策が必要ではあると考える。</p>
<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p>昨年、家庭裁判所に訪問した際に、社会福祉協議会の支援がなければ、単独受任は現状ないとの回答があった。 社会福祉協議会も一法人であることから、手当等がないとすべて受け入れてもらうことはできない。そうした財政的な手当では必要になるのでないかと考える。市長申立の課題にもつながるが、早く市民後見人の誕生を希望する。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>確認をしたい。市は厚生労働省が例示するスキームの中で養成しているため、スキームから外れた者は除外するというだけでよいのか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(了承)</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>市民後見人として、家庭裁判所に提出する名簿にいつから登載するのか。</p>

<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p>コンスタントに事件があり、決まった期間で支援できることが確約されていれば、何年で登載すると言えるかもしれないが、支援できる期間や内容はケースにより異なる。今後、委員会でも意見をもらいたい。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>どの時点で候補者名簿を作成するか決めていることが望ましい。</p>
<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p>候補者名簿の定義は何か。実務経験者を候補者名簿とすべきか。意見をもらいたい。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>市民後見人を受任していくには、法人後見支援員として1年以上は支援している方を目安に名簿に登載するほうがよいと考える。</p>
<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p>手続きを踏んだものを候補者としたほうがよいのか、実務経験を積んだ者を候補者としたほうがよいか。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>他の委員は意見があるか。養成講座修了者に伝えるためにも、ある程度決めておくほうがよいと考える。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>修了者の名簿のうち実務経験を積んだ者を候補者名簿とし、家庭裁判所に提出できるものとして名簿にしたらどうか。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>養成講座修了者を修了者名簿に登載し、そのうち市民後見人を希望する者の名簿を作成、そこから実務経験を積んだ者を市民後見人名簿とするということではいかがか。</p>
<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p>候補者になる際に審査のようなものは必要と考えるか。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>社会福祉協議会の推薦があればよいと考える。審査会のような会議体で判断するのは難しいのではないか。</p>
<p>原委員</p>	<p>社会福祉協議会が実務経験を積ませなければ難しいので、市民後見人候補者に対してバックアップが必要である。</p>
<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p>家庭裁判所の考え方は、社会福祉協議会からのリレーでなければ市民後見人が誕生しない。任命は家庭裁判所が行うため、社会福祉協議会の法人後見受任案件を担当する支援者を名簿に登載し、リレーするしかないと思う。</p>

渡辺委員長	<p>整理したい。先ず受講修了者は全員修了者名簿に登載される。次に市民後見人としての活動及び、社会福祉協議会において実務研修を希望する者において市民後見人候補者名簿を作成し、その後の期間は未定であるが、社会福祉協議会で実務経験を積み、かつフォローアップ研修を受け、一定期間経過後、市民後見人候補者名簿の中から社会福祉協議会の推薦を受けた者を市民後見人名簿に登載する。社会福祉協議会はその市民後見人名簿に基づき、家庭裁判所に推薦をすることになるということである。このプロセスを社会福祉協議会にお願いすることになるが、社会福祉協議会はいかがか。</p>
<p> 渡辺委員長 議員 </p>	<p>過去の発言のとおり、10名程度受け入れると申し上げてきた。ただし、現状の流れがある。現在10件を目標に受任を続けているが、増減があり、6～7件程度の受任状況である。現在、法人後見支援員が4名いるので、あと3名程度の受け入れは可能である。あんしんサポートねっと支援員は5名となっているが、50件程度あるため、調整を図りたいと考えている。</p>
渡辺委員長	<p>次の議題に移りたい。</p> <p>議題 <u>(2) 市民後見人受任に向けた体制について</u> 事務局より、資料2から資料4を用いて、市民後見人受任に向けた体制整備の概要説明を行った。</p>
渡辺委員長	<p>言葉の概念を整理したい。市民後見人候補者とは、養成講座修了後の市民後援人を目指して一定期間法人後見支援員等の実務を積んでいるものということによいか。</p>
<p>事務局 (佐藤副主幹)</p>	<p>そのとおりである。</p>
渡辺委員長	<p>その他の法人へ活動の場を求めて、将来社会福祉協議会と市民後見人として受任を目指すことを望まない者は、市民後見人のスキームから外れるということによいか。</p>
<p>事務局 (佐藤副主幹)</p>	<p>そのとおりである。</p>
渡辺委員長	<p>資料2及び資料3について、意見はあるか。</p>

<p> 黛委員 渡辺委員長 </p>	<p> 士業からのリレーとあるが、基本的に後見活動は始めに労力を要する。士業はビジネスとしており、採算性は後からついてくるものと考えている。したがって、士業から複数案件がリレーされることは難しいのではないか。また、社会福祉協議会の案件がサイクルとして回り、採算性が取れることが確認できたとしても、士業の採算が取れなくなりバランスが崩れると思う。成熟した組織である品川の後見センターのようになれば可能かもしれないが、簡単にはならないと考える。 </p>
<p> 近藤委員 </p>	<p> 他に意見はあるか。 </p>
<p> 原委員 </p>	<p> 黛委員の意見も一理ある。最初の1年に苦慮する。採算が合わないため、市が市民後見人の理念を士業に訴え、協力や理解を得る必要があると考える。 </p>
<p> 秋田委員 </p>	<p> 採算が合わないものが多い。 </p>
<p> 田中委員 </p>	<p> 後見活動を直接行っているわけではないが、他の職員からは同様の話を聞いており、難しいと考える。 </p>
<p> 渡辺委員長 </p>	<p> 社会福祉士会の場合は、入口が困難で、かつ報酬がもらえないケースもあり、受任案件の全体で調整している。手を離す場合もあるが、社会福祉士は継続する場合もある。成年後見の報酬は特に低い。 </p>
<p> 田中委員 </p>	<p> リレーしたい案件は報酬に見合わないことが多い。そういった案件を社会福祉協議会が受任しないということであれば、リレー方式は難しいのではないかと思う。 </p>
<p> 渡辺委員長 </p>	<p> 社会福祉協議会が後見監督人になるということであれば、市民後見人にリレーすることは考えられると思うが、市と調整中とのことである。 </p>
<p> 黛委員 </p>	<p> 社会福祉協議会が受任できる案件は、ある程度資産がある案件か、報酬助成のある市長申立案件ということになるか。報酬が見込めない案件はどうか。 </p>
<p> 渡辺委員長 </p>	<p> すべて報酬がない案件では組織を維持できないので、そうしたサイクルを持続できないということである。 </p>
<p> 渡辺委員長 </p>	<p> 市民後見人の活動の場を作るにあたり、士業からのリレー方式について全てを受け入れるということは難しいとの意見である。社会福祉協議会の法人後見支援員が受ける案件は市長申立を中心となるか。法人後見支援員の案件は、報酬が見込めない案件であることが多いことになると思うが可能か。10名が支援することは可能か。 </p>

<p> 黛委員 渡辺委員長 </p>	<p> 1つのケースに対して、支援員が複数で支援することになる。実践を積むという意味では、できるだけ単独で支援できる体制を整えたいが、複数で対応する場合は活動の場が少なくなる。 </p>
<p> 事務局 (斎藤主幹) </p>	<p> 後見は継続的な支援であることから、場合によっては、社会福祉協議会へリレーしたいと考える者もいると思う。市から土業に働きかけを行うことで、事案はあると思う。 </p>
<p> 黛委員 </p>	<p> 社会福祉協議会が受けるかどうかの判断になる。社会福祉協議会が受任する意思があれば、働きかけを行いたい。 </p>
<p> 事務局 (斎藤主幹) </p>	<p> 厚生労働省が提案したフロー図は実施機関がどうするか。所沢市の進め方によるところがある。努力義務ではないか。 </p>
<p> 黛委員 渡辺委員長 </p>	<p> 社会福祉協議会が関わらないと市民後見人が受任できないというのが、家庭裁判所の現在の考え方である。このため、一法人である社会福祉協議会の判断が必要となる。 </p>
<p> 事務局 (斎藤主幹) </p>	<p> ゴールありきで始めたという認識である。 </p>
<p> 渡辺委員長 </p>	<p> このスキームができれば、裁判所の積極的な働きかけができると思う。 </p>
<p> 事務局 (斎藤主幹) </p>	<p> 市には、市長申立について助成制度がある。できないのであればこのスキームは成立しないと考える。 </p>
<p> 渡辺委員長 </p>	<p> 市民後見の推進のためには、このスキームを進めるべきである。公益信託を利用し、やりくりすることも可能であるが、社会福祉協議会の協力なしでは難しいので、ぜひお願いしたい。 </p>
<p> 近藤委員 </p>	<p> 養成していくには、家庭裁判所も社会福祉協議会ありきとなっていることから、社会福祉協議会の体制を整えるために委託していると考え。市の報酬助成制度もあるため、前向きに考えるべきである。 </p>
<p> 渡辺委員長 事務局 (斎藤主幹) </p>	<p> この後については、市も予算措置を考えられるのではないかと。 </p>
<p> 田中委員 </p>	<p> 案件がなければ、補助することも難しい。 </p>
<p> 田中委員 </p>	<p> 申立は入口に労力が掛かる。市長申立であれば、助成制度もあるので役割を果たせると思う。市長申立案件を中心にできるとよい。 </p>

渡辺委員長	このスキームができれば、いずれは土業から社会福祉協議会へのリレーが出来るのか照会してもよいのではないかと思う。
事務局 (佐藤副主幹)	<p>(2) その他</p> <p>今年度は、委員会をあと1回開催することを考えている。開催時期については、2月頃に未来館を予定している。なるべく早めにお知らせできるようにしたい。</p> <p>他にご意見やご質問はあるか。</p> <p>(特になし)</p>
渡辺委員長	<p>では、本日の議題についてはすべて終えたので、事務局にお返しする。</p> <p>3. 閉 会</p> <p>閉会を宣言した。</p>